

第 15 回 協 議 会

(平成 1 5 年 1 1 月 1 2 日開催)

会 議 録

西伯町・会見町合併協議会

第15回 西伯町・会見町合併協議会会議録

開催年月日 平成15年11月12日

開催場所 会見町役場2階会議室

出席委員 坂本 昭文 三鴨 英輔 加藤 節雄 野間田憲昭
森岡 幹雄 宇田川 弘 塚田 勝美 梅原 弘誓
福田 次芳 吉次 堯明 磯田 順子 岡田 昌孫
板 秀樹 橋谷 守江 秦 豊 佐伯 勝人

欠席委員 亀井 雅議

出席職員 合併推進室長 奥山 俊二 合併推進室次長 桐林 正彦
合併推進室長補佐 岡田 厚美 合併推進室長補佐 米原 稔晃
合併推進室主事 前田智恵子 西伯町教育長 井上 肇
西伯町教育委員会次長 長尾 健治 会見町教育委員会次長 永江多輝夫
西伯町教育委員会主幹 加藤 晃 会見町教育委員会次長補佐 宇田川 学
会見町農業委員会局長 門原 春恵 西伯町教育委員会主任 角田有希子
会見町教育委員会主事 佐藤 伸之

奥山室長 皆さん、こんにちは。委員の皆さん、傍聴の皆さん、本日の第15回の合併協議会にお出かけいただきまして、ありがとうございます。

11月も半ばになりまして、少しずつ冬の気配が感じられる季節になりました。引き続きまして、皆様方の合併への取り組みに御協力をお願いいたします。

ただいまより西伯町・会見町合併協議会第15回会議を開会させていただきます。

最初に、委員の皆様の出席状況であります。亀井委員が欠席でございます。したがって、現在17名のうち16名の方が出席であります。

本協議会の会議の成立要件であります。西伯町・会見町合併協議会の規約第10条第1項の規定では、委員の半数以上の出席で成立するとなっております。したがって、本日の会議は成立することを御報告いたします。

日程に従いまして進めさせていただきます。

まず、会長のあいさつであります。坂本西伯町長よりごあいさつをお願いいたします。よろしく申し上げます。

坂本会長 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

先ほどもありましたが、11月も半ばになりまして、随分冷え込んでまいりました。きょうは、皆様方にはお忙しいところお集まりをいただきましてありがとうございます。

きょうは第15回の会議ということで、学校教育業務の取り扱い、農業委員の定数、任期の取り扱いということで決定したいと思っておりますが、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

この間いろんな動きがございまして、私が全部申し上げるわけにもいきませんが、国の予算要求の状況などが折々に伝わってくるわけでございますけれども、非常に財政的に厳しい状況が相変わらず続いておりまして、交付税がやっぱりその大きな課題として取り上げられているところでございます。

特に、私が聞く限りにおきまして、将来的に2割とか3割の交付税の削減というようなことが言われておりまして、少なからずこの合併協議にも大きな影響を与えるものというふうに思っております。単独ではもちろんやれない、合併してもなかなか行財政改革をしなければ自治体のマネジメントが困難な状況に陥ると、こういうことでございまして、なかなか厳しい中でのこの合併協議でございまして、大変だなと思うわけですが、御協力をよろしくお願いしたいと思います。

それと、総選挙も終わりました。また会見町の方の住民の皆さん方の署名活動というよ

うなことも開始されるのではないかというように思っておりますけれども、両町の合併協議におきましては、今日までの取り組んできた経過や、また成果もあるわけでございまして、自信を持って合併協議を進めていきたい、このように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それともう1点でございますけれども、町名も6つに絞られまして、町民の皆さん方に徐々にこの認識も広まってまいりました。西伯町のホームページなど見てみますと、最近急にこの合併についての御意見が寄せられるようになっておりまして、徐々に住民の皆さん方も合併について真剣に考えていただきつつあるなということを実感いたしております。それだけにこの合併協議については一層慎重に、しかし着実に進めていかなくてはいけないというようなことを思っているところでございます。そういうことを冒頭にお話しいたしまして、開会のごあいさつにかえたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

奥山室長 ありがとうございます。本日の会議の進行であります。西伯町・会見町合併協議会規約第10条第2項の規定によりまして、会議の議長は会長が当たるとなっております。坂本会長にて会議の進行をお願いいたします。よろしくお願い致します。

坂本会長 そういたしますと、日程に従いまして私の方で進めさせていただきますが、日程に従いまして、3番、議事録署名委員の指名を行いたいと思います。

福田次芳委員、吉次堯明委員をお願いいたしたいと思います。よろしくお願い致します。

早速でございますけれども、協議事項に入らせていただきたいと思います。

(1) 学校教育業務の取り扱いについてを議題といたしたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局。

奥山室長 事務局でございます。議案の3ページをお開きいただきたいと思います。

議案第1号、学校教育業務の取り扱いについて。新町における学校教育業務の取り扱いについては、平成15年10月28日開催の西伯町・会見町合併協議会第14回会議提案事項第1号のとおりとするものでございます。

前回提案に際しまして、小・中学校の建物の老朽化対策、それから学校運営に関しまして賞、ランドナップの賞とか精勤賞というような扱い、それからヘルメット、中学生のヘルメットでありますけれども、それからクラブ育成補助金の予算計上について、また修学旅行の負担等に、また校区の選定、スクールバス等につきまして意見がありました。また、会見第二小学校、大木屋分校の将来に向けた検討というような試みもあります。また、学

校給食の給食委員会の廃止の扱いというようなところが、それぞれ質問がありまして、答弁が行われたところでございます。

それで、前回、義務教育施設の国庫負担金の扱いについてというようなことで質問がありまして、これにつきましては本日、西伯町の井上教育長の方が来ておりますので、教育長の方から様子を、答弁といいますか、お話をさせていただきたいというふうに思っております。以下につきましては、それぞれの専門部会の方で質問に対する答弁をさせていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

井上教育長 学校教育にかかわりました西伯町教育長の井上でございます。国庫負担の関係につきましては、ちょっと資料を持ってきておりませんので幾らか不明なところがありますけれども、現状ということでお聞きをさせていただきたいというふうに思っております。

去る9月の2日でございますけれども、西日本ブロックの研修会、教育委員研修会がございまして、その際、文部省と、それから大蔵関係との協議の内容といたしますか、そういう部分が載っておりました。

実は、すべてちょっと今持ってきておりませんので、資料として、覚えて、記憶薄くなる場所がありますが、ある程度期限を切って見直しをしていくと、そういう趣旨のような、合意といたしますか、協議内容にあったように記憶をしております。

それで、昨日、今日と鳥取県町村教育長会の研修会を行いまして、その中で県教委からのお話、それから徳本会長の全国理事としての教育理事会の報告、そのようなお話をちょっと聞いてきたところであります。その辺を若干御紹介を申し上げますと、国庫負担制度につきましては、現時点では文部科学省としては堅持をする、そういう方向で進んでいるというふうな方針が働いておりますが、県からの報告では、従来、人件費等の国庫負担の2分の1の割合でございますけれども、非常に人数等厳しく精査をした上での国庫負担という形が従来あっておったようですが、今度それが幾らか変わるんではないか。それを枠的な格好で、いわゆる地方分権的な姿に変わってくる。それが鳥取県の場合、いいのかどうかということとはちょっとまだ疑問なところなんですけれども、そういうふうなお話がありました。

なおかつ、ある程度不安要因ということで、やはり人件費の取り扱いについて、教職員の退職金等の、いわゆる負担の問題ありますけれども、この辺がどうも地方の方に移管をされるといたしますか、地方で負担をするようなそういう仕組みが模索をされておるところで、これは国の段階でございますけれども、そういうふうな不安があるということで、そ

ういったことのないように、教育関係といたしましてはそういった活動をしていこうと、そのような話をきょうはしたところでございます。ちょっと手元に、9月2日の資料がございませんので、正確というところが、虚偽の中身も感じられるところがちょっと今、不正確な部分がありますけれども、現状の流れといたしましてはそういったような状況でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

坂本会長 井上教育長の方からお話がありましたけれども、何か皆様方の方で御質問はありませんか。

岡田委員。

岡田委員 この問題については、私の方から御質問を申し上げたわけですが、今もお話を伺っておりますと、どうもはっきりした線が出ていない。文部省は強押しであるけれども不安材料があるということのようでございますが、やっぱり私は不安材料の方が結果的には大きくのしかかってくりゃせんかなという気がしておるわけです。

それで、地方交付税という形で、それぞれの地方自治体にある程度の裁量権が与えられる。そのことがいい方に響きゃいいけれども、何か心配なような感じがしてならないわけですし、それで特に支援を要する子供たちに対する手当て、これにも随分載っておるわけですが、こういうことについては、もう声を大にして国の方に地方から要求をしていかないけないかという感じがしておるわけなんです。その辺がまだ具体的に、県あるいは西日本のブロックの研修会の席上で話に出ていないというようなことがちょっと何か気がせれるような感じがするもんでございますから伺ったわけでございます。以上でございます。わかりました。

坂本会長 奥山室長、専門部の方からの何かありませんか。

奥山室長 先般の議会では、一応質問があって、どう回答する、一応宿題というのはないというふうに思っております。

坂本会長 校区のことなどがありますか。

奥山室長 失礼します。校区につきましては、宇田川委員さんの方からありまして、協議会でなく、保護者の方にも相談をしていただきたいというような要望があったように思っております。

本日、それについては、別段準備をしておらないということですけど。

坂本会長 検討はしていただいておりますけれどもということですか。

岡田委員。

岡田委員 このことについて、ちょっと私の方からも希望、要望を申し上げたいと思いますが、実は児童・生徒数の非常に減少ということが、御存じのように、明確って言うておりました、10数年前の、これは小学校でございますが、小学校の児童数と現在と比べてみると、ほとんど半分になっておるわけですね。というのが、団塊の世代のお子さん方が全部卒業をしてしまって、がたっと減ってまいっております、会見小学校の場合は、全学年とも今、30人台です。1年生、2年生は、例の30人学級の適用を受けて、やっとぎりぎりのところで1学年学級ずつになっておりますけれども、他は1学年1学級と。これがそのまま中学校に行きたとすればどういうことになるかということ、本当に悪くいけば中学校がわずか3学級も学校運営をせにゃいけんというようなこともこれは予想されるわけですね。そういうことを考えてみますと、言うなれば、切磋琢磨の中で成長していく青年期にそういった状況の中では正直どうかなと思うような意見があるわけでございます。そういうことから考えると、この中学校区の再編成の問題というのは、これは当然避けて通られない問題ではなかろうかなという感じがしておるわけですし、やはり新町誕生前にして、あるいは誕生直後はどういうふうになるかわかりませんが、早急に校区再編成のための審議会でも申すのがよいのではなかろうかという考え方でございます。

坂本会長 この校区の件につきましては提案をしておらんわけでありまして。

岡田委員 そうですか。

坂本会長 ですから、御意見は御意見として伺って、今後専門部会の方で十分に審議をしていただくと。で、提案をしていただくもんなら提案していただくということにしたいと思っております。

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ないようでございます。議案第1号、学校教育業務の取り扱いにつきましては、原案のとおり決定してもよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ありがとうございます。そういたしますと、議案第1号につきましては、原案のとおり決定となりました。

続きまして、議案第2号。

事務局、お願いします。

桐林次長 それでは、議案第2号について御説明申し上げます。

協議会資料の4ページでございます。議案第2号でございます。新町の農業委員の定数及び任期の取り扱いについてでございます。

新町の農業委員の定数及び任期の取り扱いについては、平成15年4月3日開催の西伯町・会見町合併協議会第4回会議提案事項第2号のとおりとするというものでございますが、前回お話といたしますが、提案いたしましたから既に半年以上たっておりまして、少し記憶を取り戻していただくということで、本日は参考資料ということで前回出しました資料を改めてお手元の方に配っておるところでございます。

また、追加の資料もついてございます。そちらの方をまずごらんいただきたいと思います。参考資料の方の1ページでございますけれども、提案内容は大きく分けまして2つでございます。一つは農業委員の選挙により委員の定数を決めていただきたいという趣旨でございます。これは次の、2ページの方に資料があるわけでございますけれども、合併後の、参考の4、定数でございますけれども、合併後の法定数が10から20の間で決めていただく必要があるという趣旨のものでございます。参考までに、選任による委員の数につきましては、農協からが1名、農業共済からが1名、議会推薦が1から5名になると。したがって、提案の方では20と書いておりますけど、最大20ということでございます。総勢で23から27の委員会組織になるということでございます。

それから、任期の関係でございます。参考の1と2でございますけれども、農業委員会の委員につきましては、合併後1年以内をもちまして、その限りで旧来の町の委員さんを在任させることができるという特例がございます。現在の委員さんの任期は、西伯町が来年の3月29日、会見町が4月の20日でございます。この選挙、来年早々に行われまして、合併までわずか半年ほどでその方々が委員の職を失うということが生じます。それだと、いささか経費等も考えますと不合理ではないかということで、在任特例を行ってはどうかという趣旨の提案でございます。

その任期の延長の期間でございますけれども、たまたま平成17年の7月が、いわゆる農業委員会の統一選挙の年に当たっておりまして、そのときまで、その任期の満了日まで延ばすことにしたらどうかと。県内の他の農業委員会の統一選挙の任期まで延ばすことにしてはどうかというものでございます。

この審議をいただきます参考といたしまして、3ページはそれぞれ特例を適用した場合、適用しなかった場合のその委員の、その都度関係を整理したものでございますけれども、4ページの方に、協議会の方に御提案いたしました後に両町の農業委員会の方でお話し合い

を持たれまして、新町の農業委員のあり方として2点提案をいただいております。1つが選挙区に関するもので、旧西伯町、旧会見町の区域を選挙区とする2選挙区を持っていただきたいというものでございます。もう一つ、定数でございますけれども、これは先ほど申しましたように、最大が20名というところでございますけれども、農業の経営の実態等を勘案をいたしまして、18名という人数を提案されていらっしゃる。この内訳については、この文面にはございませんが、西伯町が10名、会見町が8名という趣旨の18名でございます。

5ページの方でございますけれども、4月3日の会議のときに選挙人名簿の登録者数等も含めて資料をとということでございました。この際でございますので定数と、仮に選挙区を設けた場合の選挙区ごとの委員の数、定員の数というものを表にしてみたものでございます。

平成15年の1月1日の登録者数でございますけれども、西伯町が2,828名、会見町が1,240名、合計4,060名で、これを今、定数を選挙区ごとに割り付ける通常の法式に従いまして割りつけてみましたところ、20名では14と6、19名では13と6と、以下、15名では10と5というようなことになるということでございます。これは原則論でございます。

基本的には選挙区を設けるときには選挙人の数に比例して設けるということでございますけれども、この比例もいささか幅を持たせた比例でよいという解釈があるようでございまして、じゃあそれが、ただ幅があるとはいえ、例えば1票の格差が1対2を超えるような場合はどうかというような議論も出てくるのではないかとということで、その下の段につきましては、仮に18名ということにした場合に、原則論でいけば1対0.87、委員会が提案された方式でいけば、逆転しまして0.548対1というような形に、1票の重さになるというような状況がございます。

また、後ほどの提案事項になりますけれども、実は農業委員会の主要な業務の一つであります農地転用の事務につきまして、両町でいささか取り扱いに差がございます。

と申しますのは、本日後ほど提案させていただきます県からの権限の移譲事項につきまして、西伯町側では、いわゆる農転の権限を県から移譲されておりますけれども、会見町の側の方は今は権限を移譲されておられません。このことにつきまして、会見町の農業委員会の方は基本的には権限移譲を受けることは考えていないという意見でございまして、両町の委員会の方の合同協議の結果では、この件については一回白紙に戻して、合併までの適

当な時期、手続がちゃんで行える時期というときまでに再度協議をさせてもらったらどうかということが結論としてまとまったというふうに事務局の方で意見をいただいております。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

坂本会長 ありがとうございます。

何言いましても、ことしの4月の提案だったので、失念された方も多いと思いますが、今、事務局の方から詳しく説明をいただきました。また、その後農業委員会の方からも協議会あてに要望も来ているというようなこと、選挙区を設けてほしいというようなことや、あるいは委員定数についても18名というような御要望をいただいております。

そういうことを総合的に踏まえまして、いかがでございませうか。御意見はございませうでしょうか。

塚田委員。

塚田委員 随分前で、もしかしたら説明があったのかわかりませんが、先ほど委員会の方から西伯町10、会見町8ということで、合計18名の委員ということなんですが、これは何がもとになって、こういうものが出てきたというような説明があったのか、それともこういうもん、ぼんと出てきたということですか。

坂本会長 事務局。

桐林次長 伺っておりますところでは、いわゆる営農単位といいますが、集落数の関係でこういう数になったということで伺っております。

詳細については、ちょっとどういう単位でというのは伺っておりません。

坂本会長 私の方からちょっと一つ聞きますけど、この格差が、例えば0.548と1というような大きな格差がつくようなことは、これは何か法律とか憲法に違反するということがあるわけですか。

桐林次長 法律上は特に規定が全然ございませんので、違法ということではございませんけども、一般的には、いわゆる1票の格差が2倍を超えるというのは、条理上好ましくないだろうなというのが社会通念だろうと思います。

坂本会長 ありがとうございます。

森岡委員。

森岡委員 農業委員会の場合に定数を設定、これは個々ではなくって、定数設定をする場合に、農地の量でも若干制約があるように思ってる部分が何かちょこっと残ってるんで

すけども、そこいらはこれは全く関係なしに、登録されておる農業委員会の選挙人名簿で数字が出してあるうちゅうことですから、若干農地の量、これによって勘案すればこの数字は変わってくるだろうなというふうに思いますし、それから両町の農業委員会のこの選挙人名簿に登録がされておるやり方っていうのが、多少違ってる部分がありやせんだろうかなっていう気がするよな。これはあるのかないのかわかりませんよ。登録されている数字の実態が若干違うんじゃないかなという気もせんでもないし、別にそこら辺はどういうふうに掌握するの。

坂本会長 事務局。

桐林次長 まず面積の件でございますけども、これは制度上、その面積を勘案しなさいということはどこにも出てまいりませんが、1票の格差がといたしますか、原則的に正確な比例でなくともいいっていうことが前提になってるのは、その裏にはある程度面積も勘案してもいいよということがあるとはではないかというふうに考えております。

それから、登録の仕方でございますけども、要件自体これ一緒でございますけども、どの程度綿密にといたしますか、名簿の登録の漏れがないか、洗われるといたしますか、そういうところについてはちょっと綿密なものというのは伺っておりませんけども、ただ過去の登録数を比較してみましても、特にある年にどちらかがふえたりどちらかが減ったりということではなくって、同じような形で減っておるような関係がありますんで、おおむね特にその取り扱いには差がないと、事実上の取り扱い、事務上の取り扱いに差がないんじゃないかというふうに推測いたしております。

坂本会長 ほかに。

佐伯委員。

佐伯委員 先ほど事務局の方から詳しく説明があったわけですけども、定数の問題なんですけども、選挙による定数、なるほど18名ということになっておるわけですが、そのほか選任による委員ということで、農業委員会としての考え方なりなんなりは今現在はないものか、あるいは何らかの形でこういう定数をというふうな、定数っていうんですか、例えば議会からとか農協からとか共済からとかいうようなことがあるわけですけども、これらについて農業委員会として、選挙で18名、トータルとして何名というふうな考え方があるのかないのか、ちょっとお伺いしたいなと思うんですけども。

いや、それによって、例えばバランス的な考え方も若干考慮ができるんじゃないかと。

坂本会長 事務局。

桐林次長 まず、推薦の枠が3枠といいますか、3項目枠あるんですけども、農協推薦、共済推薦は、これはもう決まった数でございまして、残りは議会の推薦の部分が裁量の余地があるということでございまして、こちらの方は、まだ誕生していない新町の議会のこととございまして、そこまで議論をするというのがちょっと難しいんじゃないかと。逆にそういう数を希望としては伝えることができても、この段階でそこまで制約するというのはちょっと難しいんじゃないかということがございまして、そのことについては直接的にはもう検討の中には入ってないというふうに理解しております。

坂本会長 よろしいですか。

佐伯委員 理解します。

坂本会長 森岡委員。

森岡委員 定数の問題と、それから選挙区制をとるかとならないかっていう2つの課題があるわけですね。それで、定数についてはまず、現場を扱っていらっしゃる農業委員会が当選による者は18名でいいよとおっしゃっているわけですから、それでいいのかなっていう。法定数は20ですけども、その法定数を御存じの上で18っていうことを意見を言われたんだらうなっていうふうにしますから、上限はもう18でいいだろうな、上限数、18でいいんじゃないかなっていうふうに思うんですけども。この選挙区制をとるかとならないかっていうことによってこの数が、その定数いっぱいやるのかどうかっていう、何か2つ、1つを一遍にならない人数だろうかな。定数を決めておきながらそういうことを言うと、というか、一つずつ別々に一本がよろしいでしょうか。

坂本会長 大体うちの例では、正月の初区会みたいところでいろんな話ができるので、西伯町では、ですから、これを引きずるばかり引きずっても、そろそろ出してあげると困られるじゃないかと思うんですけども。

坂本会長 梅原委員。

梅原委員 選挙区ですけどもね、今これ2選挙区っていうことになってはいますが、一つの町になって、選挙区が公職選挙法で2つの選挙区ということ等に問題があるわけですか、選挙法では。

坂本会長 事務局。

桐林次長 選挙区は農業委員会法の、農業委員会の選挙に関する法律の方の規定では特に問題はございません。

坂本会長 よろしいですか。

梅原委員 はい。

坂本会長 ほかに。

佐伯委員。

佐伯委員 特に異議があるという意味での発言じゃないわけですけども、先ほど森岡委員さんの方からもおっしゃってありましたように、選挙を、農業委員会からの要望ということで出された18名につきましては、これは上限ということでもいいじゃないかというふうに考えます。

昨今御案内のとおり、この農地の関係につきましてはそれぞれ大変な状況が生まれてきておる中ですから、この定数についての小選挙区っていうですか、10と8ということも、格差の関係についても含めて了解された農業委員会さんの方での両町の考え方が、この中に18名としての考え方が盛り込まれているということになれば、この格差についても了解済みではないかというふうに考えるところですので、先ほどの森岡委員さんの意見で、私は定数についてはいいんじゃないかなと思っております。

坂本会長 ありがとうございます。

秦委員。

秦委員 私の意見でございますが、農業委員会の両町の会長さんが一応18の要望をなされておりますので、上限は18で結構だと思います。農業委員会の性格からいって、これは地域代表的なものの考え方をせんと、ただ今のお話で、2選挙区になったことは地域代表でということには結構だと思います。それで、農地の転用等が特に主な仕事でございますが、やはり、昔から農地がどのようにによって現在来ておって、社会情勢の変化によっていろいろ転用等が生まれるわけですし、やはり地域代表的組織が、農業委員会の委員の数を、合併の基本的理念からいいますと、委員数を減らして、人件費を減すことが大体の原則でございますけど、性格上は余り開かれては農業委員会の業務が成り立たないと思いますので、最大限の要望、最低18ぐらいで私は賛成したいと思います。以上でございます。

坂本会長 問題はいろいろありますので、一つずつ合意ができそうなものから片づけていきたいと思いますが、定数についてはどうも皆様方の御意見が、農業委員長さん方が要望なさっておられる18名というのでいいのではないかという御意見が多いようですが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか、それも含めて。

御要望にもこたえたことにもなるわけでございます。いかがでございましょうか。18名に決めたいというように思うわけですけど。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 それでは、定数については18人というぐあいに決定したいと思います。

次、議論を選挙区に絞って行いたいと思います。農業委員会の方からは2選挙区にしていただきたいと、こういう要望が出ているわけです。このことについてどのような扱いにいたしましょうか。

宇田川委員。

宇田川委員 過去の農業委員会の選挙の状況を、3回か5回かさかのぼって、ちょっと報告願えますか。

桐林次長 実施したかどうかという……。

宇田川委員 いやいや、選挙は実施はしておりますけども、投票か無投票かというのを各町で、選挙は無投票も選挙でございますんで、その辺のところを西伯町、会見町、過去の状況はどうでしょうか。

会見町の場合は無投票。西伯町だけで結構です。

坂本会長 事務局。

奥山室長 前回は無投票であったように、西伯町の場合ですけど。

坂本会長 そんないいかげんな話じゃいけんわ。わからにゃわからんって。

奥山室長 わかりません。

坂本会長 それでは、ちょっと問い合わせをして選管に、確認してください。

なら、その答えはしばらく保留させてください。

ほかにございませんか。

橋谷委員。

橋谷委員 選挙区についてですけども、やはり土地に絡む問題はそこの者でないといけないっていうことがありますので、これは要望が出されているとおりに2選挙区で、私はいきた方がいいと思います。

坂本会長 塚田委員。

塚田委員 もちろんそういう考えもあると思うんですが、やはり合併をして一つの町になったということにかんがみれば、やっぱり1つでやるべきだろうというふうに思います。どうしても、そういう考えが抜け切れんということであれば、最初の1回だけは小選挙区っていいですか、割り振ってやって、以後はやっぱり大選挙区というのか、統一して、それがいいじゃないかっていうふうに思いますが。

橋谷委員 私ももう一度、済みません。

坂本会長 橋谷委員。

橋谷委員 今、塚田委員さんが言われたとおり、私も、まずは2選挙区でやって、段階を踏まえて今度は統一したものにしていけるべきというふうに私も思います。

坂本会長 ありがとうございます。ほかに御意見はございませんか。

福田委員。

福田委員 むしろ意見というか聞いて、私も直接農業者じゃないのでよくわかりませんが、西伯町の中でも長い経験の中を、選挙の10名と、議会推薦、当初5名持っておりまして、農協なんかは別ですが、議会推薦と選挙で15名。ところが委員さん方の実務というのは集落ブロックで、いわゆる議会推薦を含めてエリアというものを描いておられまして、かなりこの議会の中で定数減の問題に取り組んだことがありまして、非常にその小エリアの配分の関係で住民サイド、委員会と議会とがかみ合わないで、長年ぎくしゃくしてきた経過が実はございまして、最終的には今3名に減員をしたところでございます。したがって、会見町さんの実態というものがよくわかりませんが、今先ほど塚田委員からもありましたように、確かに実務の面で身近な人が対応されるということはまことにいいというぐあいに思っております。ただ、今申し上げましたような状況が大きくなって、さらにこれから議論し、決定になるわけですが、議会推薦の関係が、数字だけでは割り切れませんが、実務の関係で今度、新しい議会が何名か、例えば推薦をして出したときに、その実務の中にあなたはここですよという任務が義務づけられると非常に問題点が生じてくるのかなという気がせんでもないわけですし、私もその辺がどういうことかなというのは頭の中、整理ができませんので、塚田委員がおっしゃいましたように、それは農業委員さんの中を含めて、今言われる地域で面倒を見てあげる、解決していくということは私よく理解できます。ただ、その決め方が内部でどうかな。ただし議会の方へは、何名を議会が推薦して出すんだよという場合に、じゃあ西伯町になると、新町全体の中でどこからどのようなのが、非常にこの議会の中でも大きくもめるわけございまして、結果的には議会の中でも選挙をしなきゃならんと。議会推薦も選挙、あるいは地域代表も選挙、こういう弊害があったことは事実でございますから、むしろ意見というより、そういう経験の中からどうなっていくのかなということで、心配のうちの質問でございます、実は。ですから、逆に18の中で、今、西伯町の10で、西伯町の部分でも、西伯町に3名、議会が推薦した人も含めて、実際ブロック決めておるわけですね。ところが、今度はその辺が会見町さん

の場合はどうなっていくかという。ですから、これはここでとやかく言うものではないわけですが、議会推薦の場合の非常に長い間のぎくしゃくがあったということで、後ほどの辺のところで心配もし、ちょっと申し上げてみます。以上です。特別、事務局から答えとかも要りません。

坂本会長 森岡委員。

森岡委員 今、福田委員さんからあった、紹介した部分、若干西伯町のあれを補正をさせておいていただきます。

議会推薦を今、3名にしております。この3名を推薦する段階で、今、福田委員さんのおっしゃった部分については公選関係なしに選任をするっていう決断をとっておりますんで、その点は誤解のないようお願いをしておきます。

それから、農業委員会の実態として、私も農業委員会を経験したときの中で、地区割りをするのは、決められた人の中で地区割りをいたします、実際に。いわゆる初めから地区割りありきで事実やって、農業委員会動いていらっやしませんので、そういう点を踏まえてもう1回御議論をいただくとありがたいなというふうに思います。会見町の実態はわかりませんが。

坂本会長 どうも先ほどの御質問の……。

桐林次長 済みません。まだ、もうちょっと。

坂本会長 もうちょっと。ああ、そげか。

桐林次長 西伯町が、今まさに農業委員会が行われているようでございます。

坂本会長 ほんならもうしばらくお待ちください。

ほかにございませんか。

結局、私がこういうことを言うのもなんでしょうけど、農地法そのものが属地主義になっておましてね。ですから、所有は例えば米子市の人でも土地が西伯町にあれば西伯町の農業委員会の審議にかからんといけんという、属地主義なんです。ですから、やっぱりその土地について回るって、橋谷さんがおっしゃったわけですけど、そういうことがある程度反映されたところから出ておられるし、今までもそういうことを配慮しながらやってきたということをお先ほど森岡委員さんや福田委員さんがおっしゃったわけです。そういうことも若干加味すべきではないでしょうかとは思いますが。

宇田川委員。

宇田川委員 反論するようですけどね、あくまでも公職選挙法で立候補されれば、これ

も偏ったところからというのはもう、これは生ずるわけでした、それをだれも、いわば排除することできんわけですね。ですけど、その中での割り振りをされておるといふうに僕は、今も森岡委員から聞いたわけです。何と申しますか、一概にそこからでっていうことであれば、やっぱり何か地域代表的な集票の仕方がされなければいけないなっていうことになあへんかなと思いますし、我々の思惑どおりに世の中いくというふうにはまず考えにくいと。

森岡委員 思惑どおりにいかんです。結局、全町的視野に立って立候補するっちゅう人間がおったら必ず選挙ですからね。それが、ブロックエリア別に推薦して、立候補していただくということでおさまれば無投票選挙と、この辺がやっぱりいろいろ弊害があったことは事実なんですから。今度は逆に言うと……。

宇田川委員 その弊害というのはそれは違うと思います。何ををもって弊害かということであって、それは弊害じゃないですよ。

森岡委員 2ブロックで、例えば今、新町で、会見と西伯が2ブロック制にしようというときに、片一方は定数よりオーバーの人が出たと、どっちかに。そこは選挙制のブロック。もう一つの方は、たまたま小ブロック制で、そういうことが割り切れるかどうかという……。

坂本会長 森岡委員。

森岡委員 続行中ですね。事務局、お尋ねしますけども、塚田委員から提案ございました、1回は小選挙区でやろうやと、あとはフリーにしますよと。こういうことの決め方っていうのは、法的に可能なのかわかっていうことをちょっと伺いたい。

坂本会長 事務局。

桐林次長 法的には可能でございます。最終的には新町の町長さんと議会の方で決められることなんで、もしかしたら変わるかもしれませんが、法的に特に問題があるわけではございません。

森岡委員 問題はないですね。そのことを伺っておかんと、そのつもりだったのに、法に逆らったってなんて言ったらちょっとぐあいが悪い。

坂本会長 ほかにございませんか。

岡田委員。

岡田委員 ちょっと余り私もよくわからないわけですけども、両農業委員会さんの方で10と8という数字を割り出された根底に2つの選挙区ということがあるんじゃないでし

ようかね。

坂本会長 それは、個々に2選挙区にされたいと書いてありますけれど、全くその……。

岡田委員 それが根底にありますわな。18を認めたということは、そのことも認めなくてはいけないのではないだろうかという感じもせんでもないですけど、どうですか。

坂本会長 それは分けて考えてもいいじゃないですか。

岡田委員 分けて考えてもええですか。(発言する者あり)

坂本会長 森岡委員。

森岡委員 それから、もう一つ事務局お尋ねしますけども、農業委員会としては口頭では10と8でっていうことをおっしゃってるようなんですけども、書面としてはないわけですよ。

桐林次長 はい。書面としては。

森岡委員 あくまで18ってということを言っておられるでしょう。

桐林次長 この書面いただいたときに、内訳にどういった思いがあるのですかということとで御確認したところがやっぱり10と8だったということ……。

森岡委員 10と8でっていうことをおっしゃったと。重ねてお尋ねしますけども、10と8でっていうことを決めて、協議会で、ですよ。決めて、そのときに今度は協議会の方に、10と8の根拠は協議会の方に求められますよね。この書面のとおりにっていうことが言えんわけですから。協議会として10と8の根拠をしっかりとっておかないとぐあいが悪いことにならないかなっていう感じがするんですけども、そこら辺はどうなんですか。

桐林次長 伺っているのは、やはり面積等を勘案したらこれぐらいじゃないかということとで話し合いがなされたというぐらいのお話だったというふうに思います。

秦委員 選挙区を設けだったというのは、第1回は設けるとしても、その次は選挙でフリーでやるっていうことになれば、18は偏ったものが出てくるという可能性が多分あると思います。だから10と8は第1回に限りということに、というようなことにならへんかなと思いますけども。

坂本会長 いや、今、18は決めていただいたわけです。次、選挙区をどうしようかという話を今してるわけです。その次は、選挙区ごとの定数をどうしようかという……。

秦委員 選挙区決めると永久的なものにならんか。

坂本会長 一緒にしますと、話がうまく進みませんので、とりあえずこの選挙区をどげするかいうことを決めてください。選挙区ごとの定数はまた次の話でします。

塚田委員。

塚田委員 今、選挙区っていうことでしたが、相当大規模、いわゆる支部ですね、鳥取、倉吉、米子、境港、非常に大きい支部。この場合に農業委員会のこうした事例として、小選挙区制という事例なんかがあるかどうか、その情報等は受けておられますか。

坂本会長 事務局。

桐林次長 一番近い都市でいきますと米子市、これは選挙区があるということを加味しております。倉吉はちょっと確認をしておりますけど、鳥取市もあったというふうに考えておりますけども。

塚田委員 そうしますと、選挙区があるということは、逆に言うと、その中の定数等の関係もきちっと状況掌握としてはやられておるわけですか。いや、後の話がまた出てきますから、参考までに。

桐林次長 議長、よろしいですか。

坂本会長 事務局。

桐林次長 これは、それぞれ県議会議員の選挙区からいろいろな段階で、議論の中身なしに大体最初の結果だけが外に出されるというのが通例のようございまして、どういう理屈で最終的にこの、例えば面積の要素をどれだけ考えてとかいうようなことが外に出ているという事例がほとんどないというふうに伺っておりますので、理屈がこうでしたというようなものはよくわかんないというのが実態だというふうに伺っておりますので。

坂本会長 よろしいですか。さっきの質問のことは、わかったか。

桐林次長 御報告申し上げます。さかのぼりますけども、前回平成13年は無投票、その前2回は投票が行われたということございまして。

坂本会長 宇田川委員さん。

宇田川委員 はい、いいです。

坂本会長 農業委員会としても選挙区を設けてほしいと、こういう御要望ですし、いかがでございましょうか。どうも委員さんの中には選挙区を設けた方がいいのではないかというお考えの方が多いようございませうけれども。

吉次委員。

吉次委員 私は、農業委員会の事務局を担当しておりました。それから、商売を今はやめましたけども、不動産とていうものをしておりました。これは、この要望どおりしていただいた方が先々民法を適用するようなもん、争い事が生じたときに、例えば大木屋のこ

とを寺内の者が知っておるわけではございませんで、農業委員会の諮問の仕方が、地元の委員さん、いかがでしょうかという諮問から始まって、大体会を進めましたが。そういった観点からするなら、やっぱりその争い事を起こさんためにも地域代表みたいな形の推薦の仕方がいいと思いますので、この農業委員会から要望のあったとおりの処置はしていただきたいと思います。

坂本会長 今、吉次委員からも御意見をいただきましたが、選挙区を設けるという方向がどうも大勢の委員さんのお考えのようでございますが、設けるということで決めてもよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

宇田川委員 ずっと先まで。

坂本会長 そこまでは、ここで決めえことでもないだないか。まだ、在任特例のこともああしね。

選挙区は設けると、2選挙区で行うということにいたしたいと思います。

それで、私の方からちょっと聞きますけど、この定数というものは18で、2選挙区設けるいうと、片方が幾らだということのをせにゃいけんわけですかいな。それも合併協議会の役割ですか。

桐林次長 一応設けるということになったからには定数を決めておかれなければいけないと思います。

坂本会長 定数を決めるのも。なら、選挙区ごとの定数について、次は議論を進めていただきたいと思いますが、事務局が言っておりました1票の格差が2倍を超えてはいけないと思うという、これは凡例なんかも出ておまして、そういう法に触れるようなことはこの協議会はしてはならないというふうに思いますから、そういうことを踏まえながら御意見を伺いたいというふうに存じます。

塚田委員。

塚田委員 先ほど委員会の方から10対8ということだったんですが、これは委員会の中で確認をされておるのか、あるいは委員長同士の話し合いでなったのか。その話し合いの詳しいこと御存じですか。

坂本会長 事務局。

桐林次長 合同の委員会といいますか、協議会でしょうけども、そろわれたところでお話しされた結果というふうに伺っておりますので。

坂本会長 宇田川委員。

宇田川委員 もうここまで来て、それだったらもう10と8で決定ですよ。

塚田委員 格差がちょっと、格差が。

宇田川委員 それだったらチャラでやらないけん。チャラでやらなしゃあないわけです。それでいいって言っちゃかなきゃ。

坂本会長 桐林さん、この0.548と1というのがああでしょ、格差が。これは2倍を超えてはいないという判断ですな。

桐林次長 はい、そうです。

坂本会長 じゃあ例えば西伯町10、会見町8にしても2倍は超えてはおらんということのようでございます。10と8でも違法にはならんということですよな。

桐林次長 やがて超えることが予想できる。

秦委員 これは有権者数からいうとこういう割合だと思う。農地面積からいけばもっと接近してくると思います。

坂本会長 公職選挙法の適用を受けますから、農地面積は直接はどうってことはない。ですから、公選法で例えば違憲、憲法に違反しておるちゅうやな訴えでも起こされた日にゃあバンザイです。ですから2倍というのは守りましょうと。

梅原委員。

梅原委員 今お話がありましたように、格差も2倍以内ですから、西伯10、会見8ということで私はいいかなと思います。よろしいと思います。

宇田川委員 ちょっと議長、いいですか。

坂本会長 宇田川委員。

宇田川委員 今のこの倍とか、いわば2倍ですね。その中で先ほどどなたか質問がありましたけども、いわば選挙人名簿の届け出が、特に会見町の場合、選挙もないもんで、文書が来ますわね。それが例えば80日以上農業に従事した者とか、面積が幾らとか。1軒の家から例えば3名出される家もあれば、選挙も何にも会見町の場合は何十年もないわけですから、このデータそのものはそうがい当てになるデータではないと。出される方が多いもんですけんね。(発言する者あり)切りがないけども、それは確かにそういう傾向っていうのは、今の桐林さんの方から何かデータの的にはっていうのはありましたけども、それを審査する側もただ出てきたもんを全部いいか悪いかだなしに、という審査の方法が現状のようなんですのんでね。ですけん、一概にこれもどうこうってっていうことが。その

辺のところをもっと、例えば新町になった場合、農業委員会サイドの方も農家の皆さん方という自己申請ですので、これは。そこら辺のところをもうちょっとPRするなりなんなりして、一番現状に近いデータっていうのも把握されるべきではないかというふうに思うわけですけど。

坂本会長 佐伯委員。

佐伯委員 全く宇田川委員さんのおっしゃるとおりのことはやっていかないけんとは思いますが、今現状の中で、農業委員さんの中でこの選挙人名簿の関係について、 $\cdot \times$ をするような格好になっておりますわね。そういう中で、農業委員会の中でも先ほどの話の中でもありましたように、審査はずっと農業委員会の中でもやっておるわけでございます。それで、何かちょっとそれはどういう格好でやっていくかっていえば、やっぱり地区から出た人ですから、ある程度、内容、状況が若干わかる面がありますから、その中でチェックするのが今現状になっておりますから、若干の目を光らせていくということがあるんですけども、それが全く正確だということではなかなかないということは宇田川委員さんの方もよく御承知のとおりだと思いますけども。何にもせんという意味じゃなくて、農業委員会の方でもかなり厳密にやっておるということです。ここに農業委員さんの事務局の方来ておられるかどうか私の方ではちょっとわかりませんが、その辺のことも若干説明していただいた方がいいじゃないかなと思っております。

そういうことで、格差の問題については先ほど会長さんの方からもおっしゃいましたように、この今現在の格差の関係ですから、次、今度選挙するときどういうふうになるかということは、3月にあるわけですから、そのときにまた逆に移動的なものはあるんですけども、シミュレーション的なことでこれ、例えば次の統一のときにはもう関係ないんですね。1回目だけですわね、それはね。だけどシミュレーション的には、現会見町、現西伯町の人数的なものとしての格差的なものは考えておられるわけかどうかお聞きしたいわけですが。

坂本会長 農業委員会の関係の方は来ておられますか。いない。おられますか。

事務局。

奥山室長 ここに傍聴には会見町の農業委員会の職員来ております。

桐林次長 会見町側の職員はいますけども、先ほど申し上げたように、西伯町は今まさに農業委員会開かれておって、そろってはおりません。

坂本会長 それでは、ちょっとここで休憩して、せっかくおられますから、その辺の実

態がもし話していただけるものなら話していただきたいと思いますが、いかがでしょうか、町の職員でもありますし。

休憩。

(14時38分)

〔休憩〕

(14時52分)

坂本会長 それなら、再開をいたしたいと思います。

ただいまの休憩中のお話などを踏まえまして、お諮りをしていきたいと思いますが、選挙区を設けて、農業委員会の選挙を行っていただくということでよろしゅうございますでしょうか。

宇田川委員 ちょっといいですか、会長。

坂本会長 はい、どうぞ。宇田川委員。

宇田川委員 今の選挙区を先ほども、永久に選挙区は2選挙区にするのかという話をちょっとちらっとしたわけですけども、こげして今、この会見町と西伯町との合併協議会がスムーズに私は進んでおるのではないかなというふうに考えておりまして、将来合併した後には農業委員会だけが会見と西伯の選挙区を設けて、いつまでたっても会見と西伯だっというような姿では、せっかくいい合併をしたにもかかわらず、そうでなくても私は必ずや我々が望むような人数の姿でってというのは出てきていただけるもんと思いますので、1回の選挙についてはその小選挙区制で結構ですけども、2回目以降はぜひとも1選挙区でやるっていうのが我々の合併協議会のお願いするべきことだないかなというふうに私は考えますので、是非とも御理解をいただきたいと思います。

坂本会長 宇田川委員の方から今のような御発言がありました。選挙区を設けるのは1回だけだと。次回からは大選挙区で、一本でやった方がいいのではないかと、こういうことですが。そういうことも決めといた方がいいですか。

桐林次長 決めといた方がいいと思います。

書き方なんで、ちょっと私の方で今の結果をまとめさせていただきますと。

坂本会長 まだ。在任特例がある。

奥山室長 済みません。もう一つ。

坂本会長 選挙区の関係ですわ。

福田委員 今、宇田川委員から言われた方向が望ましいなという気はしております。

坂本会長 御意見を言ってください。

磯田委員。

磯田委員 済みません。私も先ほど宇田川委員が言われた方向性がいいと思うんですけども、先ほど吉次委員が言われた、地域にやはりそういう人がいないとわからない問題なんでしょうか。何かそういうものがあって、ほかの、例えば西伯町の委員さんが、会見町のそういった土地のことがわかるような資料があれば、宇田川委員がおっしゃったような仕方の方向性ができると思うんですけども、どんなもんでしょうか。

坂本会長 吉次委員。

吉次委員 私が答弁します。

宇田川委員の言われたとおりにしたいと思います。そこまで農業委員さんが勉強してもらわんと、結果としちゃ、3条で移動する場合は大した問題がああませんけど、本当は問題があっしょう。他町村の者が小作しか持てんことになっしょうます。そのものを勝手に米子の方へ持っていきなあけん、今しておる寺内の法人の場合も多少の問題がありますけどな。そげなその3条だなしに、5条だとか4条だとかっていう転用になってきますと、これは訴訟に発展していくこともああますわな。だけん、初年度はこういった小選挙区で、そして合併前も含めながら大選挙区というのがいいと思いますで、議員さんが勉強してもらわにゃいけませんのをうかつに、はい、よろしゅうございますてっていうで許可した後で訴訟が起きたなんてことないやにしてもらわにゃいけませんけん。別に宇田川さんの意見に異存があるわけじゃございませندも、出てもらう方に最終的に問題の起きんやなところまで勉強してもらいたいと思います。

坂本会長 ほかにございせんか。

三鴨副会長。

三鴨副会長 私は、また、この土地の利権問題っていうのは大変微妙な部分があったり、本当に理屈どおりがいいのかいなっていう感じもせんでもないですがんね。大変土地のトラブル、ここできちんと1期だけだというのがいいのか、途中でそこら辺をやる方がいいのか、もう一度皆さんで議論してみただくとありがたいなと思います。

理想としては、私は、今言われた宇田川委員の案が一番理想だし、そうあるべきだと思うわけですが、現実問題。特にこの農地関係は、ああして、どういっていうかな、何でしょう、それに向かっていった方がいいですかな。

坂本会長 森岡委員。

森岡委員 事務局にちょっとお尋ねしますけども、今、小選挙区制をとろうとっていうことで協議会は決めました。それに合わせた条例を設定をするってということになると思うんですけども、その条例の中に、初めつくるものの中に、次回からは附則か何かで入れるつもりなんですか、大選挙区ちゅうか、選挙区をいついつかからのやつはなしにするよとということを入れちゃうんですか。その辺はどうなんですか。

桐林次長 決定の内容に従いまして、記載します。

森岡委員 入れちゃうわけですね。

桐林次長 そうです。

森岡委員 もしここで決まれば。

桐林次長 第3条の規定を最初の一般選挙に限り適用するというような言い方をすればできると思います。

坂本会長 秦委員何か、よろしいですか。福田委員もいいですか。

ほかにございませんか。

今、大勢は、1回目の選挙は小選挙区でやろう。2回目からは大選挙区でやろうということですけど、三鴨副会長さんの方から本当にそれでいいのかという疑問も呈されております。今、共通していることは、1回目は小選挙区でやろうということだけは決まっちゃうわけですから、ですから2回目以降の分についてはもう少し時間を置いて協議してもいいじゃないでしょうか、今どうしてもここで決めんでも。とりあえず間に合うわけですから、1回目は。

坂本会長 橋谷委員。

橋谷委員 私も三鴨町長さんの言われることがよくわかります。だんだんそういう土地のことがわかってる人が年をとってきて、わからなくなりつつある。先になればなるほどわからなくなってくるんじゃないかと思うんですよね。ですから、次回は全体でっていうふうにきちんと明記せずに、最初は小選挙区でやってもいいけども、そのときその時々判断に任せて、流動的になるかもしれないけども、ちょっと膨らみを持たせておってもいいじゃないかなっていう気がいたしましたけども。

坂本会長 合併協議はまだまだずっと続くわけですから、この部分だけはちょっと時間をかけましょうよ、ね。当面間に合うわけですが、1回目は小選挙区でやるいうことを決めておけば。

佐伯委員。

佐伯委員 今、会長さんが言われたとおりの考え方なのですが、僕も。まだ選挙、即明日に始まるわけじゃないし、相当、これも15回ですから、まだ回を重ねていくわけですので。と同時に、いろんな面でここの要望の中にもございますように、農業委員を従前から地区選出といった色合いが濃いため、両町も協議し、運営可能な定数を割り出したということを出してあるわけですから、こういうことをかんがみながら、もうちょっと農業委員さんの考え方ももう一つ一歩突っ込んで聞いてみたり協議してもらったりしながら、最終結論を出した方がいいじゃないかなと。農業委員さん、今、西伯町も農業委員会催しておられるというようなことも聞きましたし、それなりにまだ、今いろんな問題点が出たことを踏まえまして、農業委員さんの方も両町で協議していただきながら、参考意見として出していただければ、それによってこの協議会の中で結論を出す方向づけをしたらいんじゃないかなというふうに思いますけども。

坂本会長 そういたしますと、選挙区を2回目からは大選挙区でやっていこうという御意見と、そうではなくて配慮しなければいけないかという意見が両論ありますので、1回目だけは小選挙区、次回の分についてはもうちょっと時間をかけて協議するというように決定したいと思います。よろしゅうございますな。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 それから、次に在任特例の扱いを御協議いただきたいと思います。

一応事務局が出しておりますのは、ことしの春に両町とも選挙がございますので、10月に失職していただいてもちょっとお気の毒ではないかというようなことではないかと思っております。平成17年の7月19日までを任期としてやったらいい、どうかと。その理由は、県内の統一選挙に合わせたらどうかというのが提案でございます。いかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 そういたしますと、改めてまとめたものを事務局の方から。

桐林次長 とりあえず口頭で説明させていただいて。

坂本会長 口頭で説明して、確認したいと思いますので、よろしく願います。

桐林次長 そうしますと、ただいまの協議事項を取りまとめますと、1つが農業委員の選挙による委員の定数は18とする。それから、2つ目が、合併後、最初の一般選挙においては旧町域ごとに選挙区を設けることとし、その定数は旧西伯町地域が10、旧会見町地域が8とする。それから、3つ目としまして、第2回目以降の一般選挙に関する事項は

継続して審議するというところでよろしゅうございましょうか。

坂本会長 と在任と。

桐林次長 それと、在任特例は提案のとおりで、2番と同じで、合併後、最初の一般選挙後、次回の農業委員会全国統一選挙として執行することとし、合併時に在任している選挙による委員を平成17年7月19日まで在任させるということでございます。

坂本会長 ただいま事務局が読み上げましたように決定してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ありがとうございます。そういたしますと、議案第2号、新町の農業委員の定数及び任期の取り扱いについては、以上のように決定いたしました。ありがとうございました。

ここで10分間休憩したいと思います。3時15分から開会いたします。

(15時5分)

〔休 憩〕

(15時17分)

坂本会長 それでは、再開をいたしたいと思います。

提案事項に移らせていただきます。教育部会の社会体育業務の取り扱いについての説明を受けたいというふうに思いますので、担当の方からよろしくお願いします。

奥山室長 議案の5ページをごらんいただきたいと思います。提案事項第1号、社会体育業務の取り扱いについて。新町における社会体育業務の取り扱いについては、別紙、提案事項のとおりでございます。

説明につきましては、教育部会の会見町教育委員会、佐藤の方から御説明をさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

坂本会長 佐藤主事。

佐藤主事 失礼します。会見町教育委員会の佐藤です。よろしくお願います。説明が長くなると思いますので、座らせて説明をさせていただきます。

まず、提案事項の1ページ目ですが、体育指導委員、定員について、課題は両町からの人数調整、選出方法の違いというのがありまして、調整方針としましては合併時に12名、住民1,000人に1人の割合とする。

次に、報酬ですが、報酬については総務企画部会で全体の報酬審議の中で決定する。旅費につきましては、西伯町の例による。費用弁償について、両町の制度を継続する。

次に、スポーツ振興審議会委員についてですが、定員ですが、課題について、同類の会との調整、活動内容の調整、人数の調整がありまして、合併時に7名以内とする。うち2名以上を女性とする。関係行政機関職員委員は廃止する。報酬について、課題が支払い方法、金額の調整とありますが、報酬については総務部会で全体の報酬審議の中で決定する。

次に、2ページ目、部落体育委員ですが、これは会見町独自の委員でございます。課題について、必要性、定員数についてとあります。調整方針としましては、各町の制度をそれぞれ引き継ぐ。17年度以降は廃止する。報酬についても同じくです。

社会体育関係団体についてですが、まず体育協会、事務局について、両町の制度を継続し、体育協会本部は統合いたします。部数・種目についてですが、課題が種目の調整、旧町単位に分けるかどうかという問題について。調整方針としては、各部は統合するが、チーム編成、活動、運営については新町で個別に調整する。旧町にない種目については、全町を対象とする。

次、3ページ目に移りますが、町補助金について、課題として、補助金のあり方、施設使用料減免の体制、特別補助金について上げておりますが、調整方針としましては、各町の制度をそれぞれ引き継ぐ。17年度以降についてはスポーツ審議会にて調整を行い、審議に定めるとしてあります。

次に、2番のスポーツ少年団についてですが、事務局は両町の制度を継続する。本部は統合する。部数・種目について、課題として、各部の統合、種目の調整。調整方針としましては、合併時に以下のとおりとする。各部については、原則校区単位の活動とする。ただし、校区にない種目については新町全体を対象とする。

次、4ページ目に移りまして、指導者数についてですが、課題が指導者の人数、体制、指導方針の調整。調整方針としまして、各町の体制をそれぞれ引き継ぐ。各部については、原則校区単位の活動とし、ただし校区にない種目については新町全体を対象とする。

町補助金について、各町の体制をそれぞれ引き継ぐ。平成17年度以降は統一したものを新規に作成する。これはスポーツ審議会にて審議いたします。

次に、年会費、加入者の負担金についてですが、課題点としまして、金額、納付について調整。調整方針としましては、各町の体制をそれぞれ引き継ぐ。17年度以降は統一したものを新規に作成する。こちらスポーツ審議会の方で審議する。

部費について。課題については、金額の調整、部費の算出方法。調整方針としまして、各町の体制をそれぞれ引き継ぐ。17年度以降は統一したものを新規に作成する。こちら

もスポーツ審議会で審議いたします。

次に、指導者謝金について。課題点としましては、謝金の支払い方法が違うことですが、調整方針としまして、各町の体制をそれぞれ引き継ぐ。17年度以降は共通のものを新規に作成する。こちらもスポーツ審議会で審議いたします。

次に、5ページ目に移りまして、スポーツ表彰についてですが、課題点としまして、実施主体が違うということで、西伯町は体育協会の予算で実施しております。会見町は町の予算で実施しております。それともう一つ、表彰項目、被表彰者の対象選定の統一をどうするかという問題につきまして、調整方針としましては、両町の制度を継続する。賞の選定などについては、各表彰の重複箇所を調整し、新規の規程を作成する。

次に、2番の町スポーツ大会の開催について、課題点が大会種目の調整、大会運営方法の調整、改善、参加対象者の調整で、調整方針としまして、平成16年度中は各町の制度をそれぞれ引き継ぐ。17年度中は、合併に伴う一体感醸成のため、町事業として行う。18年度以降は、住民の自主的運営を前提に、町民参画的手法で運営方法等を検討し、実施するというふうにしております。

6ページ目ですが、生涯スポーツ普及促進事業につきまして、課題としまして、生涯スポーツ普及促進体制の整備、実施方法の検討。調整方針として、両町の事業を継続する。対象を全町民とする。事業の内容については新町で検討する。17年度以降は体育指導委員等と連携をして調整する。

プール開放事業について、課題としましては、実施方法の統一、調整ということで、調整方針としては、西伯町の例による。対象については、現在のものをそれぞれ継続する。会見第二小学校については、会見町の例による。

次に、7ページ目ですが、5番の全国大会等出場補助について、課題としまして、補助金交付基準の統一、対象となる個人、団体及び大会等の調整。調整方針としましては、まずこれは交付条件についてですね。交付条件については、西伯町の例による。補助金の交付額につきましては、対象経費の統一ということで、会見町の例による。補助金交付額の一般分についても会見町の例によるとしております。

次、8ページ目ですが、6番の施設管理・運営事業につきまして、社会体育施設のそれぞれずらっと出ておりますが、課題といたしまして、施設管理体制方式の見直しということで、町内施設管理の一括化等について課題点がありましたが、調整方針としましては、それぞれの施設ごとの例によるということで話を進めております。使用対象者、料金につ

いては合併までに別途協議いたします。

以下 8 ページから 12 ページまではそれぞれの体育施設について記されております。これは一つずつ言っていく方がよろしいでしょうか。

坂本会長 では、どういう施設があるのか知るのもいいですから、その頭だけでも進めて。

佐藤主事 一つ一つ。では、場所の名前だけでも言っていきます。

まず、会見町ですが、町民グラウンドと金田運動場、越敷野町民運動場があります。

西伯町については、西伯町体育館、おおくにコミュニティ運動施設、おおくに農山村広場、総合グラウンド、天津運動公園、東長田山村交流施設、東長田山村広場、12 ページに移りまして、西伯カントリーパークというふうになっております。

資料につきまして、13 ページに会見町民グラウンドの使用料についてと、14 ページ目が西伯カントリーパークの料金についてと、15 ページ、16 ページについてはそれぞれその町村の15年度の体育協会の予算書をつけております。17 ページ、18 ページはスポーツ少年団の予算書をつけております。以上です。

坂本会長 ありがとうございます。早速でございますけれども、委員の皆様方の御質疑があればお願いしたいと思います。

宇田川委員。

宇田川委員 1点お聞かせをいただきたいと思います。3 ページでございますが、3 ページの2番にスポーツ少年団のことが載っておるわけでございます。考えてみますと、今、ボーイスカウト、ガールスカウトが姿を消した現在、少年団というのは両町で恐らくこのスポーツ少年団しかないというふうな感じですが、この活動は学校外における子供たちの活動でございまして、今後随分この面で期待されるところが多いと思うわけでございます。中学生の参加というのがいまいちではないかというふうに思っておりますが、その辺の実態は両町ともはどうでございましょうか。知っておられる範囲でお聞きしたいと思います。以上でございます。

坂本会長 長尾次長。

長尾次長 西伯町の事例についてお話しいたします。中学生につきましては、スポーツ少年団から離れまして、これは部活動という形で活動を続けております。

岡田委員 学校の部活。

長尾次長 はい、そうです。

岡田委員 学校ですか、これは。

坂本会長 佐藤主事。

佐藤主事 会見町についてですが、対象の方を小学生ということで限定をしております、中学生については西伯町と同じように課外クラブの方で行っています。

岡田委員 剣道はおりませんかいな、会見町。スポ少に剣道も中学生入っていないんだな。

佐藤主事 はい、入ってないです。現在、会見町の剣道部の方は一応部はあるんですけども、子供はゼロという。

岡田委員 なるほどなるほど。

坂本会長 よろしいですか。

岡田委員 はい。

坂本会長 ほかに。

吉次委員。

吉次委員 一緒な3ページ、4ページのスポーツ少年団ですが、この調整方針っていうのに、原則校区単位の活動っていう文言が上がっておりますが、これはこげなことがありますか。

坂本会長 佐藤主事。

佐藤主事 スポーツ少年団の活動の単位としまして、それぞれのいろんなところの地区を見ましても校区単位で活動しておるとか、近いところ言えば、名和町さんが光徳小学校とか、それぞれで地区ごとでやっておられるということで、本部自体は各町村に1つ本部を置いて、それぞれの団をまとめるというふうな形になっておりますので、この校区単位というのは通常の例になるんじゃないかなというふうには考えております。

坂本会長 吉次委員。

吉次委員 校区というのは、会見小学校の校区、二小の校区っていうのが会見町にああますども、現実として二小の校区内でこういうクラブ活動ができるですか。

坂本会長 佐藤主事。

佐藤主事 済みません、説明不足でしたが、校区単位というのは、中学校の校区として考えてこの校区は記入してありますんで、現在も会見町については、会見小学校、会見第二小学校、それぞれ一緒に活動をしております。

坂本会長 ほんなら中学校区だな。

吉次委員 中学校区っていうことか。

坂本会長 意味だな。

佐藤主事 はい、そうです。

坂本会長 ほんなら、そのように御理解。御理解ってここ、書いたらどうだ。(発言する者あり)よく分かる。

梅原委員。

梅原委員 2ページのしょっぱなですけども、部落体育委員。17年度以降は廃止とありますが、特にスポーツは最近衰退の一途をたどっておると見受けます。特に、スポーツ振興を図るためには、やはりこれは、体育委員というのは必要だと思います。ただしそれ、報酬はカットしてでも委員は残すべきかなと思いますが、いかがでしょう。

坂本会長 佐藤主事。

佐藤主事 今現在、会見町では部落体育委員というものを設けて、各スポーツ大会等をする場合に部落対抗戦という形を主にとっておりますんで、その選手を集めてもらったりということは今現在は主にやってもらっておるんですけども、ただ両町を合併した場合に部落単位でこの委員さんを置くとなりますと、会見町は22ですけども、西伯町になるとかなり人数が多くなるということで、だとするならば地区公民館単位での活動になればどうなのかなというふうな、今思っております、町のスポーツ大会等につきましても18年度以降は住民の自主的な活動というふうに考えておりますので、特に部落体育委員を設けてやるというわけではなくて、体育指導委員さんもおられますので体育指導委員さんの方に頑張ってもらって、統一的な見方をしたらどうかというふうに考えております。

坂本会長 梅原委員。

梅原委員 やはり各集落、町村合併した暁の、1町でスポーツ大会というのは非常に困難きわまる面が出てくるんじゃないかと思われま。旧町単位での活動が多分にあるんじゃないかと思うわけですが、そういったときにやはり各集落に代表者がおるということは非常にスムーズにいくという考えがいたしますが、どんなもんでしょうかね、それは。なくすっていても、報酬はカットしてもいいと思います。1万出ておるようですから、会見町の場合は、これもなくしてでも、委員はやはりおって活動した方がより効果的になるんじゃないかなと考えますが、だめでしょうかね。

坂本会長 教育委員会の方で何か見解はありますか。

長尾次長。

長尾次長 西伯町の事例を少しお話しさせていただきたいと思います。

西伯町におきましては、各地区公民館の組織の中では体育に携わる委員さんがいらっしやいまして、それぞれの集落なり、それぞれの地区・班かにお一方、それぞれのスポーツ活動の参加者を取りまとめたり当日のお世話をなさったりするお方がおられます。当然、委員の方からもありましたように、特に報酬等は組んでおらないというような形でやっております。

梅原委員 議長、ということは、いいですか。

坂本会長 梅原委員。

梅原委員 ということは、地区公民館の代表者が委員のような仕事をしてるっていうことですか。

坂本会長 長尾次長。

長尾次長 地区公民館の代表者ではございませんで、地区公民館のいろいろの役員さんの中にそういうお役をなさる方が案外あって、地区公民館の地区協議会なるものを構成していただいております。

坂本会長 佐伯委員。

佐伯委員 私も梅原委員さんの方から出たことに賛同するわけですが、ここで西伯町の場合、人数的には該当がないわけですが、各地区で世話役をここで出しておられるわけですが、会見町としても西伯町としてもこれは17年度以降はこういうことは全然なくなってしまうわけですね。全く世話役の選出なり、あるいは体育委員さんの部落からの選出というのも全く17年度以降はありませんよということですが、それで先ほどの説明の中ではこれ、体育指導員の方にお世話をいただくということで、全町で12名、1,000人に1人当たり程度の方が当たるということになってはいますけども、この考え方を進めていけば、かなり何か手薄にならへんかなとか、先ほどの西伯町さんの方からもあった各公民館単位でということもこれはないということになってくるといふふうに解釈してもよろしゅうございますでしょうか。

坂本会長 事務局。

桐林次長 済みません、この資料の書き方自体が舌つ足らずなようなので、ちょっと協議したときの内容が正確に把握されてないということでありまして、ここの趣旨は、いわゆるその町の制度としての部落体育委員というものを廃止するという趣旨でございまして、そのように御理解いただけたらと思います。したがって、17年以降、会見町地域につきましては、西伯町のような各地区での世話役選出なのか、あるいは部落単位での選出

なのかわかりませんが、そういう自主的な取り組みに移行していただきたいという趣旨でございます。

坂本会長 佐伯委員。

佐伯委員 ということは、これは頭から文章的には、ほんならもうちょっと修正されるということでもいいですかね。このままでやっていけば、両方、西伯町の関係も会見町の関係もなくなるっていう、何にもないよっていうことになってきますから。

坂本会長 事務局。

桐林次長 そのようにさせていただきたいと思いますので、次回までに訂正をさせていただいて、次回には提出をさせていただいて、その内容でもう一遍確認をしていただきたいと思います。

坂本会長 森岡委員。

森岡委員 一つ専門部会か、お尋ねしますけども、体育協会だとか、あるいはスポーツ少年団という項目で、例えばスポーツ少年団の結局、内訳を、各部については原則校区単位の活動とすると。ただし校区にない種目については新町全体を対象とするっちゃうことの、こういう表記ですわね。この内容でもうちょっと説明してもらったらいいんですが、例えばこのものでないのはサッカーとテニスと剣道と空手なんですが、このないものについては、今上げた4種目については新町全体でやるんだと。あるものについてはそれぞれのを2つに残すっていう意味合いですね。(「中学校区」と呼ぶ者あり)それが中学校区か。上の体育協会については、新町で個別で調整。はい、わかりました。新町で個別に調整するとありますから、わかりました。

坂本会長 ほかにございませんか。

宇田川委員。

宇田川委員 この各施設の維持管理費が書いてありますけど、これ人件費等を含めてって書いてあるのはありますけど、これ次回でいいですから、別に回答を願いたいと思います、分けて。

坂本会長 よろしいですか、今言われましたこと。わかっておれば、今答えてもらえばいいですけど、わからにゃ。

佐藤主事 今は……。調べて返事。

坂本会長 ほんなら、それをお願いします。

ほかにございませんか。

佐伯委員。

佐伯委員 5ページの町スポーツ大会の開催という項なんですけども、16年度中は各町の制度をそれぞれ引き継いでやっていくということになっておるわけですけども、17年度中に合併に伴う一体感醸成のための町事業として行うということになっておるわけです。それから、18年度中は、住民の主体的運営を前提に住民参画的手法で運営方法等を検討し、実施すること。非常になかなかいい言葉上としてはあるわけですが、特に17年度中の合併に伴う一体感醸成のためというこの事業内容等々について、何らかの考え方を持っておる、こういうふうに書いておられるんでしょうかということと、もう1点は、18年度以降の住民参画ということで、どのような考え方でこういうふうになっているかということをお聞きしたいわけですが、特に西伯町さんの場合、それぞれ町民大会ということでの、例えば会見町の場合は運動会だとかいうことがあったわけですけども、そういうようなことも含めてちょっとお聞きしておきたいと思っております。どうですか。

坂本会長 事務局。

桐林次長 それでは、お答えいたします。

まず、17年度中の取り扱いでございますけども、これはやはり、スポーツというのは大変一堂に関係者会するというので、一体感の醸成に非常に資する分野であろうというふうに考えておまして、ただ具体的にどの種目をどのようなやり方をするかということはまだ検討しておりません。この今出ているものすべてを、その位置づけになるかどうかわかりませんが、グラウンドゴルフ大会であれば高齢者の方、一堂に会した大会等を開催できる可能性があると思います。そういうふうに個別にちょっと議論をさせていただきたいと思っておりますけども、要するに現在の両町民が1カ所に会するような形での開催を検討したいということでございます。

それから、18年度以降でございますけども、それ以降につきましては両町でいろんなやり方があるが、それぞれのやり方を今やってるわけですけども、いわゆる新しい町を統一してやる大会というような位置づけのものについては、確かに非常に町の方で主催してやるということは好ましいわけでございますけども、すべてを町が考えて、実行体制をつくるということにつきましては、大変費用なり人的な労力も要するというので、引き続きその町の町民の方でこういう大会はやっていきたいというような発議のあるものについては、可能な限り町としても協力していきたいですか、支援を含めてしていったら、そういうものについては実施していくというような選択をしていくということを想定しております。以

上でございます。

坂本会長 よろしいですね。

佐伯委員 はい。

坂本会長 ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますので、この社会体育業務の取り扱いについては以上で終わりたいと思います。宿題はよろしく願います。

次に移りたいと思います。総務企画部会、手数料の取り扱いについてを提案いたしたいと思います。

事務局。

桐林次長 それでは、提案事項第2号、手数料の取り扱いについて御説明を申し上げたいと思います。

資料といたしましては6ページでございますけども、新町における手数料の取り扱い、両町の手数料条例に規定されたものに限っておりますけども、については別紙のとおりとするということで、別添資料の19ページから個別の事項を詳細に提示しております。そちらをごらんいただきたいと思います。

今回、お知らせいたしましたのは、いわゆる手数料条例ということで一般的に並べて書いてある条例の中からの比較ということで、これ以外の個別のものについてはまた会を改めまして御提案申し上げたいと思っております。

今、3ページにわたりまして記載しておりますけど、21ページのところで、ちょっと大きな記載間違いがありましたので、本日お手元の方に差しかえをお配りしております。大変恐縮でございますけども、21ページの内容につきましてはそちらをごらんいただきたいと思います。

まず、19ページの方。上の方ですけども、これはいわゆる住民記録に関するものでございまして、戸籍の謄抄本から身分に関する抄本までございまして、この項目につきましてはいずれも、両町とも同じ取り扱い、同じ額でございます。

それから次に、飼い犬の関係の項目がございます。4項目ございますけども、こちらも両町とも全く同じ取り扱い、同じ料金でございます。

それから、ページをめくっていただきまして、20ページの方でございますけども、まず米穀小売業の関係が3項目ございますけども、これも全く同じ取り扱い、同じ料金でござ

ざいます。

それから、鳥獣飼養許可証の交付、更新、再交付というものがございます。これも同じでございます。

臨時運行許可の、いわゆる仮のナンバーの関係でございますけども、これも全く同じでございます。

また、次の方でもろもろの証明等、住宅用家屋証明から公簿等の閲覧、ここにつきましてもいわゆる町が持っております帳簿等から証明するというようなものでございまして、ここも全く同じでございます。

次のページ、最後のページになりますけども、多少違った項目が出てまいりますので、ここをちょっと重点的に御説明申し上げたいと思いますけども、一番上に優良宅地造成認定申請から良質住宅新築認定申請までは、これはいわゆる住宅の税の控除、租税特別措置法の関係の税の控除に必要な書類を交付するというもので、優良宅地造成という優良住宅新築の分につきましては、両町等がここ載ってないんですが、良質住宅につきましては、会見町の方には規定がありますけども、西伯町の方には規定はございません。ただ実務は、これまだ権限移譲を前提にされたものというようなこともありまして、実務はないようございまして、今実務はないんですけども、とりあえずないものよりもあったものの方が、入れといた方がいいということで、これ会見町の例によることにしております。

次が土地情報のデータですね、これの交付なんですけども、細かく分けまして4項目ございます。1筆図形と筆境点のところの分と、あと三角点網、多角点網図の分、これにつきましては全く同一の取り扱いでございまして、西伯町側には平板図形または地積測量図、それと集成図、これに関する規定がございません。会見町の方にはこれがございまして、これは会見町の例によることにしたいと思っております。

それから、内容がはっきりしないもので、その他町長が徴収を適当と認める事務が出てきた場合の取り扱い、これも全く同じでございます。

最後、屋外広告物の設置でございまして、これはいわゆる屋外広告物の設置の規制が適用されている間、180号での範囲でしか実務がございまして、現在西伯町側だけしかございません。大きな間違いというのはこの部分、最初お配りしていた資料には西伯町には規定なしとなっておりますけど、これ会見町には規定なしの間違いでございましたので、その趣旨で差しかえをさせていただいております。

屋外広告物の手数料につきましては22ページの方に載せておりますけども、ここまで

が手数料条例自体で定められているものでございます。

説明は以上でございます。

坂本会長 ありがとうございます。皆様方の方から御質疑をいただきたいと思います。

森岡委員 この手数料は、この法律で定められたもの……。

桐林次長 以外のということになります。上限等が定められておるものはございますけれども、その中で最低のものが西部町村会等で協議されて、ほとんど同じになっておるのが実情ということでございます。

坂本会長 全くそのサービスの内容とか質とかかかった経費だとか、そういうことを考慮した額でないな。

桐林次長 本来、手数料ですんで、かかった額を考慮して上げるということは可能なんですけど、それはいろいろ政策的な判断が働いているという考えをしております。

坂本会長 皆様方、いかがでございましょうか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますので、この件につきましては以上で閉じたいと思います。

次、総務企画部会の県からの権限移譲事務の取り扱いについてを提案いたしたいと思えます。

事務局。

桐林次長 引き続き御説明を申し上げます。資料の方では7ページでございますけれども、県からの権限移譲事務の取り扱いについてということでございまして、新町における県からの権限移譲事務の取り扱いについては別紙のとおりとするということでございまして、先ほどの資料の続きでございますけれども、23ページから個別の事項が記載してございます。

この左側の方の番号は便宜上振った番号でございまして、こちらの方、項目が多い関係でこの数字を使わせていただこうと、説明に使わせていただくために振ったものでございます。

資料の訂正、2カ所ちょっとお願いしたいんですけども、1番の項目、更正医療の正の字がこれは正しいとなっておりますけど、生きるという字でございます。大変申しわけありません。訂正お願いしたいと思います。同様に25ページ、これは全市町村の現況比較でございますけれども、その文字が誤っておりますので、御同様に御訂正お願いしたいと思います。

います。

内容について御説明申し上げますけども、この番号、1番から46番につきましては、現在鳥取県の方で権限移譲が可能だということでメニュー化された事務でございます。

そのうち、現在両町とも移譲を行っているものにつきましては、まず3番の保安林の緊急伐採ですね。これ災害時等にやむなく切った場合の届け出。それから、6番の専用水道、簡易専用水道に係る事務、これは設置等の届け出の事務でございます。それから、7番の鳥獣の捕獲、飼養等の許可でございます。それから、9番の都市計画施設等の区域内の建築の許可でございます。12番、土地区画整理事業施行地区内の建築行為の許可等。それから17番から19番までの屋外広告物関係の3事項。それから、22番の騒音関係の規制の鳥取県公害防止条例の関係の騒音を出すような施設の設置の届け出の受理等。それから、23番の死亡獣畜の解体、埋葬等の許可。25番、犬の関係の事務。26番、墓地経営の許可等の事務。それから、27番の商工会の設立等の認可等。次に参りまして、28番の小売業、これは主要食糧ということで米穀の小売りということでございますけども、これに関する事務。それから、火薬の取り締まり、花火等の実施の関係でございます。これと。それから、いわゆるガソリンスタンド関係の基準適合命令というようなもの。それから、31番の法定外公共用財産、いわゆる昔公図上で赤線と言っておりました公共用道路、法定外の公共用道路、あるいは青線と言っておりました水路、こういうものの用途廃止等の手続。それから、飛びまして44番でございますけども、児童手当の支給及び額の認定ということでございます。

以上の項目につきましては、両町とも既に事務の権限移譲を受けておりますので、特にその取り扱いを変える必要はないということで、両町の例によるとしております。

そのほか、空欄のものは両町とも今、権限を受ける必要がないと判断されて、県には言っていないということでございますので、これについても両町の例によるというふうにしております。

両町の取り扱いが異なるものを中心に検討いただきたいと思いますと思うわけでございますけど、まず34番。先ほどもちょっと申しましたけども、農地を農地以外のものにする行為の許可等、いわゆる農転許可でございますけども、西伯町の方は移譲を受けて、農業委員会の方で決めておられます。会見町の方は県まで進達に行くという形になっております。

それから、39番の新たに生じた土地の確認の届け出の受理及び告示ということで、この事務は通常は海岸部の埋め立て等が出てくる事務なんですけども、池とか沼でありまして、

たまたまその財産が、土地の、土地っていいですか、公簿上の取り扱い上、全く土地として出てないところが仮にあったとすれば、そのようなものについてはこの手続が係ってくる可能性があるということで、既に西伯町の方では移譲されておりますけども、現在までのところ実際の事務はないと、なかったということでございます。

それから、40番でございますけども、これちょっと省略しております、本当はこの頭に市町村のというのが入るんですけども、市町村の町、米子市の錦町とかというような町、それから字、天万とか法勝寺というような字、こういう区域の新設等、変更も含めましての届け出の受理及び告示の事務でございます。これにつきましては、この権限移譲後に既に一部事務が生じたということがあるようでございます。

それから、46番の土地に関する権利の移転または設置後における利用目的等の届け出ということで、国土利用計画法の事務でございますけども、いわゆる投機的取引が行われるおそれのある地域での届け出の制限が、それで土地取引を制限するということに資するための事務でございます。これにつきましては、いずれも西伯町の例による方が簡便な事務が進行できるということを考慮いたしまして、西伯町の例によるものがございます。

説明は以上でございます。

坂本会長 ありがとうございます。この件について御質疑をいただきたいと思います。よろしゅうございますか。ありますか。

森岡委員。

森岡委員 2つほどね。さっき前段で農業委員会のときにちょっと触れられた関係なんですけども、34番の関係ね。これ会見の農業委員会ではない方がいいって言われたという説明があったんですが、ここはこれでいいんですよ。(発言する者あり)よろしいというふうになってるわけですね。

桐林委員 その理由をちょっと詳細に説明させていただきますと、最終的な決定につきましては、県の農業会議、やっぱり最終的にということで、要は県まで上がるということでございますけども、現実の事務を考えますれば、市町村の農業委員会が農転の許可するしないについて、意見を付して進達すると。その進達について、県がこれと異なる判断をするということは、よほど重大な事項が生じない限りまずないであろうというのが過去の経験からもわかっておりますので、それならば要は町が言ったことを県が追認するような形ではないかと。いつも実態でそうなっているというのであれば、わざわざ県まで上げて、

一月半なり二月もかけておりてくるのを待つ必要はないじゃないかという意味で、西伯町の例によればいいのではないかという趣旨でこの辺はこのようにさせていただいておるところでございます。

森岡委員 数少ない権限移譲を県がした中身ですから、佐治とうち、県下に2つしかない。

坂本会長 ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますので、この件につきましては以上で終わりたいと思います。

6番に移ります。今後の協議会開催日程について。

事務局。

奥山室長 議案の1ページをごらんいただきたいと思います。今後の協議会の開催日程ということで、年内の会議を3回予定しております。16回につきましては11月の22日、17回につきましては12月の6日、それから18回につきましては12月25日。いずれも午後1時30分から5時までということで、会場につきましては西伯町、会見町それぞれの会場で行うようにいたしておりますので、よろしく申し上げます。

坂本会長 御確認をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

今度は、22日に西伯町役場で、これは土曜日で申しわけございませんけども、よろしく申し上げますという。

ほんならまあ、お忘れないうように、よろしく申し上げます。

7番に移ります。その他。

桐林次長 名称等に関する意見等が集まればこの部分で紹介しようと思っておりましたけども、前回から本日まで特に意見等が届いておりませんので省略させていただきたいと思います。

坂本会長 皆様方の方でこの際何かございませんでしょうか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございます。

閉会にしてもよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 それでは、三鴨副会長の方からごあいさつをいただいて、閉会にしたいと思います。

います。

三鴨副会長 きょうは、どうも熱心な協議をしていただきまして、スムーズに議事進行いただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。

県内外、かなり厳しい合併協議会の枠組み問題等で揺れ動いとるわけですが、当協議会は大変スムーズに、そして建設的な御意見をいただいて進んでおりますこと、大変うれしく思います。最後までこういう姿でいきたいもんだなと、いってほしいもんだなという思いでいっぱいであります。

どうか、これから寒くなります。お互い体には十分気をつけて、いい協議会で終わりますことを願っております。本日はどうもありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

署名委員

署名委員